

新用途木炭の用途別基準

平成16年3月

炭化する原料は、薬剤、接着剤、塗料などを使用していないものとする。

区分	該当する木炭	品質		その他の	
		水分	精煉度		
生活環境資材用	炊飯用木炭	800°C以上で炭化した木炭で樹皮が付着していないもの		0~4	包装は、通気性、通水性、耐熱性を維持するもの。木炭から溶出する物質のうち、飲料水に影響を及ぼすような物質が水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく水質基準に関する省令の適用基準以下であること。
	飲料水用木炭	800°C以上で炭化した木炭で樹皮が付着していないもの		0~4	包装は、通気性、通水性、耐熱性を維持するもの。木炭から溶出する物質のうち、飲料水に影響を及ぼすような物質が水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく水質基準に関する省令の適用基準以下であること。
	消臭用木炭	600°C以上で炭化した木炭	15%以下	—	包装は、腐食せず通気性、調湿性を損なわないもの。
	風呂用木炭	800°C以上で炭化した木炭		0~4	包装は、通気性、通水性、耐熱性を維持するもの
	寝具用木炭	600°C以上で炭化した木炭		—	包装は、通気性、調湿性を損なわないもの。
	鮮度保持用木炭 (花き、野菜などの鮮度保持)	800°C以上で炭化した木炭	10%以下	—	包装は、腐食せず、通気性を維持し調湿性を損なわないもの。
住宅環境資材用	床下調湿用木炭	400°C以上で炭化した木炭	15%以下	—	包装は、腐食せず、通気性を維持し調湿性を損なわないもの。
	室内調湿用木炭	400°C以上で炭化した木炭	15%以下	—	包装は、腐食せず通気性、調湿性を損なわないもの。
	建材用木炭 (ボード、シート、塗料など)	600°C以上で炭化した木炭		—	包装は、腐食せず、通気性を維持し調湿性を損なわないもの。
農林・緑化・園芸用	土壤改良用木炭	400°C以上で炭化した木炭（植物性の殻の炭を含む）		—	地力増進法の規定に準ずる。 (昭和59年法律第34号)
	融雪用木炭	400°C以上で炭化した木炭		—	
水処理用	環境保全用木炭 (河川、湖沼、池、家庭排水、養殖場、産業排水などの水処理)	600°C以上で炭化した木炭	15%以下	—	木炭から溶出する物質のうち、処理水に影響を及ぼすような物質が環境基本法（平成5年法律第92号）第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準の適用基準以下であること。
	水質改善用木炭	800°C以上で炭化した木炭で樹皮が付着していないもの		0~4	包装は、通気性、通水性、耐熱性を維持するもの。木炭から溶出する物質のうち、飲料水に影響を及ぼすような物質が水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく水質基準に関する省令の適用基準以下であること。
畜産用	飼料添加用木炭	400°C以上で炭化した木炭		—	
	臭気防止用木炭	600°C以上で炭化した木炭	15%以下	—	

注(1) 精煉度は、木炭表面の電気抵抗値を10段階に表示して炭化の度合いを示すものであり、木炭中に含まれる固定炭素の大小を知る目安になる尺度である。炭化温度が高く、精煉がよく行われていれば、炭素以外の不純物の含有率は小さく、固定炭素の割合が大きくなり、電気抵抗は小さくなる。

注(2) 精煉度と炭化温度の関係、及び炭化温度については、「木炭の規格」(平成15年3月)の「3 品質」の注(2)に準ずる。なお、食品衛生法に定める既存添加物名簿(平成8年4月16日厚生省告示第120号)の446番として木炭(竹材又は木材を炭化して得られたものをいう。)は記載されています。